

## 第2部 第3期障がい者計画

## 第1章 新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題

第2期計画では、『発達を支援する乳幼児期』、『学びと育ちを支援する学齢期・思春期』、『自己実現を支援する青壮年期』、『尊厳維持を支援する高齢期』、『協働による地域の自立環境づくり』という5つの分野を設定し、様々な施策を実施してきました。

これら5つの目標について、施策の実施状況と課題についてまとめると、次のようになります。

### ■ 発達を支援する乳幼児期 ■

将来の子どもの社会的自立に向けて、障がいの早期発見と早い段階からのかかわり、障がい児を育てる家庭を支援するために、早期発見、早期療育体制の充実、児童発達支援対策の推進、保護者のサポート、就学準備の支援など、きめ細かな発達支援対策を進めています。今後の課題としては、主に次のような点があげられます。

- すべての妊婦に対し、保健師・看護師等の面接を行い、必要な支援につなげるとともに、特に、若年妊婦や高齢妊婦、障がいを持つ妊婦等に対し、子育ての準備を支援していくこと
- 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により、疾病及び異常を早期発見し、早期支援につなげる。さらに保護者への育児支援を実施し、幼児の健康の保持・増進を図ること
- 発達に課題のある子ども一人ひとりが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けられるよう、個別の教育支援計画（サポートファイル）の作成及び活用、障がい特性に応じた支援
- 障がい児の受け入れ時における保育所への受け入れ要件及び集団保育になじむかどうかの判断基準を明確にする。同時に、受け入れ児童にとって望ましい心身の発達支援と他児童との統合保育の充実のためのサポート体制を整備
- 就学前児童やその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な聞き取りを行うことにより、より適切でスムーズな就学を支援すること

### ■ 学びと育ちを支援する学齢期・思春期 ■

それぞれの児童の発達段階や障がい特性をふまえたうえで、一人ひとりの障がいの特性に応じて多様で細かな対応をするために、「学びと育ちを支援する学齢期・思春期」として、特別支援教育の充実、心身の健康づくり、放課後等の居場所づくり、卒業後の自立に向けての支援など、学びと育ちを支援する対策を進めていますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がいのある児童・生徒に対応できる学校施設及び設備の充実
- 個別の教育支援計画（サポートファイル）は浸透し、関係機関等との連携にも活用されてきているが、内容と活用にあたっての質の向上
- 特別支援教育支援員（学校支援員・学校生活介助員）の配置のための人材の確保及

び特別支援教育コーディネーターの育成を図ること

- 学習のつまづきや、学校生活での困難さを抱えている子どもにとって、学校がより良い学びの場となるように、子ども及びその保護者をも支援する相談体制の充実を図っていくこと
- 放課後児童クラブへの受入体制の整備、放課後等デイサービス、障がい児タイムケア事業など、放課後・長期休暇時等の居場所づくりの充実
- 障がい児福祉サービスの充実
- 発達に課題のある子どもの自立及び社会参加、卒業後の進路指導や就労支援など、自立に向けて、就労支援事業所など関係機関との連携強化によるキャリア教育の推進

## ■ 自己実現を支援する青壮年期 ■

障がい者一人ひとりが、地域生活の中で社会的自立と社会参加が実現できるように支援するために、生活支援サービスの充実、介護・介助する家庭等の負担軽減、住まいの整備・確保の支援、一般就労に向けた相談体制の充実や障がい者雇用に関する啓発、福祉的就労の充実、障がい者の健康づくり、精神保健相談体制の整備、障がい者スポーツ活動の促進やレクリエーション活動の充実、中途障がい者への支援、権利擁護と虐待防止、差別解消の支援等の諸施策に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づいた各種の障がい福祉サービス提供と基盤整備
- 各事業所の相談支援専門員が研修を受講したり、連絡会などで情報交換する等、資質向上や連携強化
- 精神障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発
- 個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導の充実・強化
- 医療機関・障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、宅建協会、民生委員等地域の連携による「地域移行支援」「地域定着支援」の実施体制の確立を図るとともに、公的保証人制度、相談支援事業所による居住サポート事業の実施
- 公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、障がい者の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また情報提供が行えるよう広報誌やパンフレットなどを通じた広報、啓発活動
- 特別支援学校卒業生や在宅障がい者の実態を把握し、就労継続支援施設など需要に見合った計画的な施設整備
- 年齢や性別、障がい等を問わず、広く参加できるよう障がい者の文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動の普及・促進
- 障がい者虐待防止センターを中心として、障がい者に対する虐待の早期発見対応、虐待の防止と周知啓発活動

## ■ 尊厳維持を支援する高齢期 ■

障がいの特性に配慮した介護サービスの提供や地域とのつながりを保ち、生きがいをもって生活できるような生活支援を充実するために、高齢者福祉施策と連携し、介護サービスの利用など生活支援サービスの充実、健康づくりや介護予防事業の推進、精神保健相談体制の整備、スポーツやレクリエーションなどの生きがいづくり、権利擁護と虐待防止、差別の解消など支援施策に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 介護保険サービスの充実・強化
- 後期高齢者数の増加に伴い、心身機能の低下した高齢者の数が増加することが予測されており、地域ぐるみで介護予防に取り組むことや、高齢者が高齢者を支える仕組みづくり
- 生活機能低下がみられる高齢者は、心身の状態に応じた介護予防の充実・強化
- 年齢や性別、障がい等を問わず、広く参加できるよう障がい者の文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動の普及・促進地域移行を推進する中で、障がいのある人が、地域で安心して生活していけるよう権利擁護事業の充実・強化を図るとともに、専門員の増員

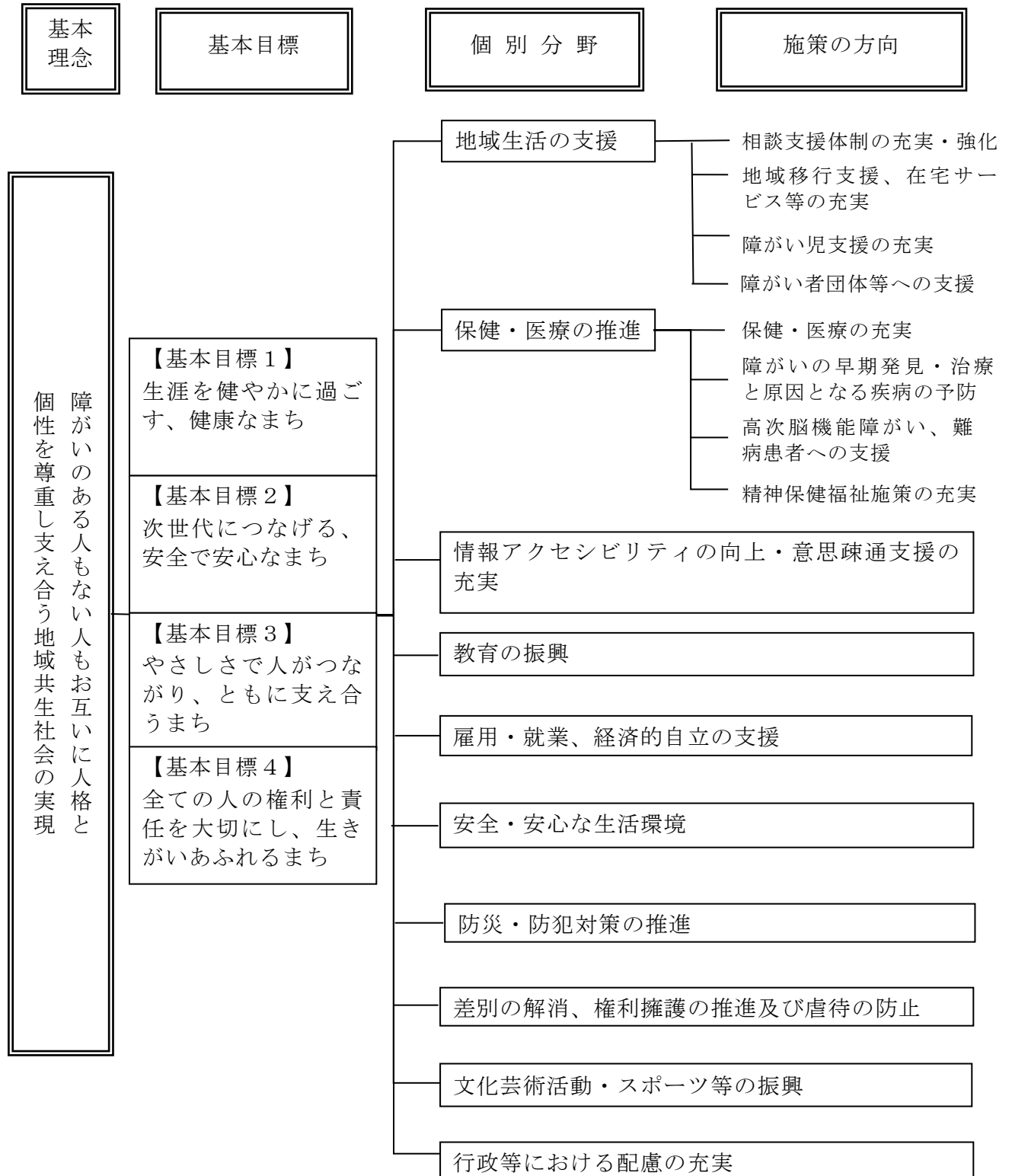
## ■ 協働による地域の自立環境づくり ■

障がいの有無にかかわらず、生き生きと地域で自立した生活を過ごすことができるように、情報提供の強化、意思疎通支援、障がいの理解啓発、利用しやすいサービスの提供の仕組みづくりを進めるとともにバリアフリーやユニバーサルデザインに基づくまちづくり、地域活動への参加や社会参加の促進、安全安心な地域生活を送れるように地域住民・ボランティアによる助け合い活動の推進、防災対策の充実、防犯体制の整備に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がい福祉サービス等に関するパンフレット、市のホームページ及び市広報誌等によるサービス等の情報を提供、出前講座による周知啓発
- 手話通訳者、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成と人員確保、点訳音訳ボランティアの確保・育成
- 障がい者に対する理解を深めてもらうため、様々な形で障がい者の人権に関する教育・啓発事業を行うとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、障がい者の人権が尊重されるまちづくりの推進
- 災害対策の基本となる、自助・共助・公助の自助・共助を地域で支える地域の自主防災組織づくりと支援を必要とする人と既登録者の情報取得の方法、データベースの整備等を検討し、災害時等に即応できる体制の整備
- 新居浜地区防犯協会において、市内全域のスーパーマーケットで特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシ、防犯グッズの配布等の取組の継続

## 第2章 施策体系

本計画は、障がいのある人に関する行政施策等を 10 分野に区分しました。それぞれの分野における施策の体系は以下のとおりです。



## 第3章 具体的施策の方向

### 1 地域生活の支援

#### 基本的考え方

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制づくりを推進します。

また、障がいのある人の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。

さらに、障がいのある人及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組みます。

## 1-1 相談支援体制の充実

### 現状と課題

●障がい種別に応じた複数の相談支援事業所において、在宅の障がい者（児）やその家族等に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報提供等を行い、相互に連携しながら相談支援体制の充実を図っています。

●地域福祉課窓口において、月1回相談支援事業所による総合相談窓口を開設していますが、広報時期により利用状況にバラツキがあり、一層の周知を図る必要があります。

●総合相談、虐待対応・権利擁護、地域移行・定着、地域体制の強化という機能を備えた基幹相談支援センターの設置に向けて、条件整備を進めています。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業の内容	担当課
相談支援専門員の資質の向上	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上とともに連携強化を進め、障がい者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を図ります。	地域福祉課
相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいに応じ複数の相談支援事業所に相談支援事業を委託し、各事業所と連携を取りながら、障がい者・児やその家族への相談支援を行います。</li><li>・月1回地域福祉課窓口で開設している総合相談窓口の充実を図るとともに、基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。</li></ul>	地域福祉課

## 1-2 地域移行支援、在宅サービスの等の充実

### 現状と課題

- 障がいのある人が身近な地域で安心して自立した地域生活が送れるよう障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき障がい福祉サービス等の充実を図る必要があり、また、それぞれに必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知や情報提供を行う必要があります。
- 長期入院や親亡き後も安心して地域で生活できる場として、多様な形態のグループホームの整備が必要です。
- 同行援護は視覚障がいのある人、行動援護は知的障がいまたは精神障がいのある人の地域生活の参加や外出時の危険回避等のために必要なサービスであり、積極的に利用を進めています。
- 平成 28 年に医療的ケアを伴う重症心身障がい者の受け入れ可能な施設ができ、生活介護事業が行われ、日中活動の場として利用されています。
- 盲導犬、介助犬、聴導犬について広報誌に掲載し周知を図っています。また、窓口にパンフレットを置くとともに、庁舎入口にほじょ犬マークを貼るなど制度の更なる周知が必要です。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
グループホームの整備促進	県等と連携し、グループホームの整備を行う事業者に対する支援を行います。	地域福祉課
障がい福祉サービスの充実	自立した社会生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの提供と基盤整備を進めます。	地域福祉課



## 1-3 障がい児支援の充実

### 現状と課題

- 発達支援課・保健センター等と連携し、発達の遅れや障がいのある児童の受入れを促進し、日常における基本動作の習得、集団生活への適応ができるよう適切な療育支援を行っています。事業所数の増加に伴い、利用児童数も増えています。適正な療育支援を行うため各関係機関との連携、意見交換を深める必要があります。
- 放課後の過ごし方について支援が必要な児童が増えており、これに伴い放課後等デイサービスの利用者やサービス事業者数も増加しています。大人になるためのステップアップも含め、各関係機関との連携を深める必要があります。放課後児童クラブを希望する場合には、その受け入れも行っています。
- 市町村による設置が義務付けられている児童発達支援センターについては、現在未整備となっています。児童発達支援センターの設置を目指し、各機関と連携を図り、早期発見、早期療育の体制の拡充が求められています。障がい児とともに保護者に対しても支援ができる体制整備も必要です。
- 医療的ケア児の短期入所の利用については、医療機器・医療行為の必要性から整備できていないため、条件整備を進める必要があります。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援課・保健センター等と連携し、発達の遅れや障がいのある児童の受入れを促進し、日常における基本動作の習得、集団生活への適応ができるよう適切な療育支援を行います。</li> <li>・児童発達支援センターの設置により、早期療育体制の充実を図り、障がい児とその家族に対する必要な援助を行います。</li> </ul>	地域福祉課
放課後等デイサービスの推進	障がい児の放課後や長期休暇中の療育支援を行うため、今後も事業所や各機関との連携を強化して支援内容の共有化を図ります。事業所内での支援に限らず、保護者支援も進めていきます。	地域福祉課
障がい児タイムケア事業	障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。	地域福祉課
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の状況の調査を進め、その情報を基にした支援体制の整備を図ります。</li> <li>・短期入所の利用について、小児科のある医療機関と協議を進め、体制の整備を図ります。</li> </ul>	地域福祉課

## 1-4 障がい者団体等への支援

### 現状と課題

- 各障がい者団体、家族会等の支援団体、障がい者ボランティア団体等では、新規会員獲得の低迷、会員数の減少、役員の高齢化や固定化が共通の課題となっています。市政だよりによる広報や地域福祉課のポータルサイト「つむぐつなぐ」への掲載と閲覧呼びかけを引き続き実施するとともに、個人情報保護に配慮しつつ、団体未加入者や障害者手帳の新規交付者等への直接的な呼びかけに相当するような広報のあり方を模索していく必要があります。
- 休止中の団体において活動再開に向けた要望がある場合には、関係者や関係機関との調整、会員や役員の確保、規約の点検等、既存団体ならではの煩雑な作業が伴います。関係者等との必要な連携など円滑に活動再開できるための支援を行う必要があります。
- 各障がい者団体等の組織問題は、新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の運営にも影響が及んでおり、連合会行事参加者の年齢層や運営スタッフの確保など活動・組織強化の支援が必要となっています。このため、各構成団体への支援に加え、未加盟団体との連携を進めるなどの連合会のすそ野拡大による組織強化を図るとともに、こうした支援を通じた障がい者の地位の向上と環境整備を進めることが大切です。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課・機関
障がい者団体等の組織強化のための支援	障がい者団体、家族会等の支援団体、障がい者ボランティア団体の組織強化に結び付く広報等の支援の強化を図ります。	地域福祉課
休止中団体への再開支援	休止中の団体における再開に向けた活動について、関係者・機関との連携を進めるなどの必要な支援を行います。	地域福祉課
新居浜市中心身障害者（児）団体連合会活動への支援	新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の組織強化に向けた支援とともに、文化・スポーツ活動を含む各種活動への支援を行います。また、連合会未加盟団体との連携を進めるなどによる支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会

## 2 保健・医療の推進

### 基本的考え方

障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を行います。

### 2-1 保健・医療の充実

#### 現状と課題

- 母子健康手帳交付後、フォローが必要な妊婦に対して必要な支援に取り組んでいます。有職者は日中の連絡が取りにくいいため、メールによる相談を実施しています。
- 妊婦一般健康診査では、医療機関での健診結果に基づき、妊婦及び胎児の健康管理のため、医療機関と連携を図り健やかな妊娠の継続と出産につなげています。
- 若年妊婦や高齢妊婦、障がいを持つ妊婦等、丁寧な支援を要する妊婦が増加しています。
- 里帰り出産等の場合には、他市町村に依頼を行い把握に努めており、連絡票を活用し医療機関との連携も図っています。
- 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査では、発達及び発育状況を把握し、要経過観察児に対して必要な支援に取り組んでいます。また、未受診者に対して家庭訪問や関係機関との連携により状況を把握しています。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳を交付します。交付時に健康状態やサポート環境等の聞き取りを丁寧に行い、子育て応援プランを作成します。ハイリスク妊婦については、個別支援計画を作成し、妊娠期からの継続支援を行います。	保健センター
妊婦訪問・妊婦相談 (母子保健相談支援事業)	身近に相談できる人がいない、心身の不調又は育児不安がある人を対象に、妊娠・出産・育児に関する不安を和らげ、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるようサポートするため、希望者に対して家庭訪問や来所相談等を実施します。	保健センター (子育て世代包括支援センター・すまいるステーション)
産後ケア事業	出産後の不安定な時期に、支援を必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア及び育児サポートを実施します。	保健センター (子育て世代包括支援センター・すまいるステーション)
乳児全戸・育児支援訪問	出産後の早い時期に家庭を訪問し、育児に不安を抱えている母親の支援を行います。支援が必要な家庭には継続的に訪問します。	保健センター
健康診査や各種健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦の健康診査を委託医療機関で実施し、異常の早期発見及び適切な保健指導を行います。</li> <li>・乳児期は前期（3～4か月）、後期（9～11か月）に委託医療機関において健康診査を実施することにより、異常の早期発見及び健全な発育発達支援を行います。発育発達の節目にある適切な時期の受診について啓発します。</li> <li>・母子保健法に基づき、身体発育及び精神発達面の節目にある1歳6か月児、3歳児に対して内科健診、歯科健診、身体計測、栄養・生活相談等の総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき発達相談等適切な支援を行います。</li> <li>・医療機関との連携を図り、健やかな成長と発達を目指します。</li> </ul>	保健センター
障がい者の健康づくり	一般の健康教育・健康相談に加え、聴覚障がい者、視覚障がい者及び精神障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施します。	保健センター

## 2-2 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

### 現状と課題

- 子育ての悩みを相談できる身近な場所の確保が求められており、発達相談において、発達に課題のある子どもの早期発見、早期対応、継続的な支援を行っています。適切な相談支援を充実させるために、専門職等の人材確保及びスキルアップが必要です。また、関係機関との連携を強化していくことで早期からの相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 経過観察児フォローアップ事業では、遊びを通して保護者が子どもへのかかわり方を学ぶだけでなく、保護者同士の交流や情報交換の場を設けることにより、同じ悩みを持つ保護者と悩みや喜びを分かり合えるよう取り組んでいます。また専門家に相談することで安心感を得て前向きな子育てにつながるような取組をしています。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
健康診査や各種健診の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦の健康診査を委託医療機関で実施し、異常の早期発見及び適切な保健指導を行います。</li> <li>・乳児期は前期（3～4か月）、後期（9～11か月）に委託医療機関において健康診査を実施することにより、異常の早期発見及び健全な発育発達支援を行います。発育発達の節目にある適切な時期の受診について啓発します。</li> <li>・母子保健法に基づき、身体発育及び精神発達面の節目にある1歳6か月児、3歳児に対して内科健診、歯科健診、身体計測、栄養・生活相談等の総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき発達相談等適切な支援を行います。</li> <li>・医療機関との連携を図り、健やかな成長と発達を目指します。</li> </ul>	保健センター
経過観察児フォローアップ事業	<p>未就園児に対して、遊びを通して保護者が子どもへのかかわり方を学んだり、必要に応じて専門医等の育児支援を行います。また専門家とともに幼児の支援方法について検討し、適切な支援に繋がります。関係機関と連携して発達障がいの早期発見、早期診断、早期支援体制の充実を図ります。また、保護者の障がい受容への相談支援を行います。</p>	保健センター

## 2-3 難病・高次脳機能障がいに関する施策の充実

### 現状と課題

- 障害者総合支援法により、障がいのある人の範囲に難病等の人たちも加わり、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。障害者総合支援法による対象疾病（難病等）は「障害者総合支援法対象疾病検討会」において見直され、令和元年の見直しでは 361 疾病に拡大されており、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。
- 高次脳機能障がいによる日常生活や社会生活への適応の困難さは、外見ではわかりにくいため、当事者や家族、職場関係者などに原因や対応方法が理解されていない場合が少なくありません。当事者や支援者が適切な相談支援やサービスの利用ができるよう、県の高次脳機能障害支援拠点機関と連携を強化し支援体制の整備・充実を進めていく必要があります。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
在宅難病患者等への支援における保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健所と連携し、訪問相談等の在宅難病患者の支援を行います。また連絡会や研修会で関係機関との情報共有を行っていきます。</li><li>・高次脳機能障害支援拠点機関と連携を強化し支援を進めます。</li><li>・障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供を行うことで、在宅の難病患者及び高次脳機能障がいの当事者を支援していきます。</li><li>・制度周知に努め、在宅で生活する上で必要なサービスの提供を行っていきます。</li></ul>	地域福祉課 保健センター

## 2-4 精神保健・医療施策の充実

### 現状と課題

- こころの健康に関する正しい知識の普及啓発、専門家による相談を行っています。また、自殺予防の人材（ゲートキーパー）を養成しており、令和元年度末で、1,927人となっています。また、相談内容が複雑多様化していることから、精神科医師、心理士、精神保健福祉士等の専門家との連携を強化する必要があります。
- 精神障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及に取り組みました。また個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施しています。今後は、生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する、ニーズに応じた健康づくりを支援していく必要があります。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
精神障がい者への支援	精神保健相談により精神疾患の早期発見・早期治療につなげます。 不安を感じた人が身近な相談場所から必要に応じて専門機関へとつながるよう、早期対応に向け関係機関と連携し相談支援体制を整えます。	地域福祉課 保健センター
精神保健活動の推進	こころの健康に関する正しい知識の普及啓発、専門家による相談、自殺予防の人材（ゲートキーパー）を養成するとともに、精神疾患をもつ人や家族に対して、情報提供や悩みを共有し支え合えるよう支援します。また、地域、職域、関係機関等と連携した見守り体制の充実を図ります。 「新居浜市自殺対策計画」に基づき自殺予防及びこころの健康づくりに取り組みます。	保健センター

### 3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

#### 基本的考え方

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がいのある人が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

#### 現状と課題

- ボランティアグループにより「声の市政だより」と「点訳市政だより」を毎月制作し、利用希望者に送付しています。公民館等、施設には設置を行っていますが利用者がほとんどいないのが現状です。
- 声（CD）または点字のごみ収集カレンダー、分別辞典を発行していますが、必要な人に行き届いていない可能性があります。
- 地域福祉課窓口に耳マークを掲示するなど、「耳マーク」の周知を行っています。
- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を行っています。通訳等の派遣については、活動できる通訳者の確保や通訳者の技術向上のための研修等を考える必要があります。
- 手話通訳 IoT 事業では、事前に聴覚障がい者からの利用登録申請後、専用のパスワードを入力の上、利用してもらうようにしています。登録はしているが、利用が進んでいないのが現状です。
- 点訳・音訳に必要な基本的な技術を習得した点訳・音訳ボランティアの養成研修事業を行っています。毎年開催するものの、受講人数が少ないため、広報等の充実により、ボランティア人数を増やしていくことが課題となっています。



具体的施策

事業名	事業内容	担当課
<p>情報提供と情報保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページにおいては、障がいのある人を含むすべての人が利用しやすいように配慮したウェブデザインを行います。</li> <li>・視覚障がいのある人のために、市のホームページに音声呼び上げソフトを導入するほか、点訳・音訳による市の広報や公的文書などを作成することで、生活する上で必要な情報を提供します。</li> <li>・声（CD）または点字のごみ収集カレンダー、分別辞典の発行を行います。</li> <li>・聴覚障がい者が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるよう、「耳マーク」の周知を行います。</li> <li>・障がい福祉サービスのパンフレット等、市のホームページ及び市広報誌等により、サービス等の情報を提供します。また、市民の希望により、出前講座による周知啓発を行います。</li> </ul>	<p>秘書広報課 地域福祉課 ごみ減量課</p>
<p>意思疎通支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚・言語機能に障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する等のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を行います。</li> <li>・聴覚障がい者がIoTを活用することで行政サービスに関する相談を、市内各支所に設置したタブレットや個人のインターネット機器（スマートフォンなど）を使って市に設置したパソコンを通して、地域福祉課に配置されている手話通訳者と手話による会話をを行い、行政サービスに関する相談を行います。</li> <li>・視覚障がい等により、情報を得るために支障がある障がい者等に、点字や音訳による情報提供を行うために、点訳・音訳ボランティアの養成研修事業などを行います。</li> <li>・要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。</li> <li>・聴覚障がいや難聴の人が、講演会や説明会などに参加される際の聞こえの補助として、携帯型ヒアリンググループシステムの貸し出しを行います。</li> </ul>	<p>地域福祉課</p>

## 4 教育の振興

### 基本的考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができるようにするとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がいのある学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

### 現状と課題

- 障がいのある乳幼児を保育所で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関との連携を図っています。しかし、保育士不足の状況が続いていることから、保育士・障がい児介助員・看護師などの必要人数の確保のみならず、現状の受け入れ体制において、障がい児保育にかかわる人材や専門機関などのサポート体制の整備・充実を図ることが必要です。
- 就学前児童やその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な聞き取りを行うことにより、より適切でスムーズな就学を支援する体制づくりが求められています。
- 障がいのある子どもの能力や教育的ニーズに合わせて、多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図る必要があります。生活や学習上の困難を有する児童・生徒に生活の介助や学習支援を行い、学校生活への適応を図る必要があります。
- 発達に課題のある子ども一人ひとりが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けられるよう個別の教育支援計画（サポートファイル）の作成及び活用、障がい特性に応じた支援をしています。早期から療育を実施する必要があるため、療育機関の連携が不可欠であり、関係機関との情報共有、引継ぎの強化、支援の質の確保や向上性を目指すことができるよう連携を図る必要があります。
- 個々の発達段階やニーズに応じた支援計画の作成、肢体不自由児に限らず、発達障がいなどの障がい特性に応じたクラス療育体制の確立、家族への支援をしています。支援の効果を上げるために、親子通園を基本とし家庭、保育園・幼稚園とも連携を強化して支援内容の共有化を図り、支援を生活の場に広げ、充実していく必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等への巡回相談や支援会議等を行い、相談支援体制の充実を図ります。また、保育士等を対象とした園内研修支援事業を行い、専門性の向上及び子どもへの支援の充実を図ります。</li> <li>・ 関係機関と連携を深め、障がい児の保育所等における適切で安全な支援体制の充実を図ります。</li> <li>・ 障がいのある乳幼児を保育所で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関との連携を図ります。</li> <li>・ 障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、障がい児の状態に応じた個別の指導計画に基づく障がい児保育を行います。</li> <li>・ 障がいのある乳幼児を受け入れ、障がい特性に合った個別的な支援をした上で、障がいのない乳幼児との統合保育を行うことで、障がいのある乳幼児の心身の発達を促す保育を推進します。</li> </ul>	<p>地域福祉課 こども保育課 発達支援課</p>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図るために、特別支援教育支援員（学校支援員・学校生活介助員）の配置の充実を図ります。</li> <li>・ 子どもやその保護者の相談支援を通して、子どもの能力や教育的ニーズを十分に把握し、より良い学習環境を選択できるように適切な教育支援を継続して行います。</li> <li>・ 自立に向けた相談支援を行う中で、個別の教育支援計画（サポートファイル）を活用し、関係機関との連携及び情報共有を深めます。</li> <li>・ 小・中・高等学校、関係機関等と連携し、総合相談、支援会議、巡回相談等の相談支援を行い、発達に課題のある子どもの教育的ニーズに合わせた継続的な支援を行います。</li> </ul>	<p>学校教育課 発達支援課</p>
教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルーシブ教育の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援の方法を学ぶための研修を行います。また、校内研修支援事業を行い、教職員の専門性の向上を図ります。</li> <li>・ 特別支援教育コーディネーターによる支援の充実を図るため、専門性の向上を目指した研修を行います。</li> </ul>	<p>発達支援課</p>

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援

### 基本的考え方

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。

また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るよう事業所に働きかけます。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援します。

### 現状と課題

- アンケート結果からも分かるように、経済的自立のための就労支援が求められており、就労に直接結びつく面接の機会の提供を含めた総合的な支援体制構築を進めていく必要があります。
- 一般企業等に就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行う就労移行支援を行い、就労後においても就労の継続を図るため、就労定着支援を行います。
- 公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、障がい者の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また情報提供が行えるよう広報誌やパンフレットなどを通じ、広報活動に努めています。
- 障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら就労支援を行っています。
- 就労継続B型事業所における収益事業の確保が課題となっており、利用者の工賃向上につながる安定的な運営が求められています。
- 障がいのある人の希望に応じつつ、特性に応じた就労先（地域活動支援センター等による活動、就労継続A型・B型利用、一般就労等）に適切にコーディネートできる支援体制が必要です。
- 障がいのある人の生活の安定を図るため、一定の要件を満たせば支給される各種年金（障害年金）・特別障害者手当（常時介護を必要とする在宅の重度障がい者）の制度があります。また、手帳交付時の説明や、市政だよりへの掲載にて、制度の周知を行っています。
- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、医療費の助成を行っています。全国的には精神障がい者に対する同様の助成制度の適用が進んでおり、近県・県内の各自治体の意識醸成が求められています。
- 20歳未満で身体又は精神に重度又は中度以上の障がいを持つ子どもを監護している保護者に対して特別児童扶養手当を支給しています。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
総合的な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業等に就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行う就労移行支援事業を行い、就労後においても就労の継続を図るため、就労定着支援を推進します。</li> <li>・障がい者の働く場において、障がい者と事業所の双方を就労の前後を通じて支援するジョブコーチなどの周知を図り、利用の促進を図ります。</li> <li>・ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の就職面接会等を実施します。また、事業主に対する障がい者雇用に関する啓発・広報活動に努めます。</li> <li>・障害者雇用促進法による法定雇用率や障がい者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の周知・広報活動に努めます。</li> <li>・県や公共職業安定所、特別支援学校や民間企業、施設等の事業者、就労支援を行っている機関によるネットワーク形成を行い、就労・雇用に関する情報共有を積極的に行う事により、障がい者の希望と特性に応じた適切な就労にコーディネートできる就労支援体制の構築を図ります。</li> <li>・就労継続支援事業所の運営の安定化とともに、農福連携の推進を含めB型事業所における工賃向上を目指します。</li> <li>・ハローワークなど関係機関と連携し、企業に対して、トライアル雇用の実施の働きかけに努めます。企業に対し、厚生労働省が実施するトライアル雇用奨励金の周知・広報活動を実施します。</li> </ul>	地域福祉課 産業振興課
市役所における障がい者雇用の促進	<p>新居浜市職員採用試験（正規職員）において、障がい者採用の別枠を設けて、障がい者雇用の拡大を推進します。会計年度任用職員の採用試験を計画するにあたっては、正規職員と同様に障がい者採用の別枠を設けています。</p>	人事課
経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の生活の安定を図るため、一定の要件を満たせば支給される各種年金（障害年金）や特別障害者手当（常時介護を必要とする在宅の重度障がい者）の制度があります。各種年金・手当が適切に活用されるよう、広報等により周知します。</li> <li>・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、手帳交付時より医療費の助成を行います。</li> <li>・20歳未満で身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある子どもを監護している保護者に対して特別児童扶養手当を支給します。重度障がい児の生活の安定を図るため、障害児福祉手当を支給します。また、市政だより等にて周知します。</li> <li>・心身障害者扶養共済制度掛金の低所得者に対する一部助成を行うとともに、加入者死亡後、もしくは重度の障がい状態に該当となった際の不安の軽減を図ります。</li> </ul>	地域福祉課 子育て支援課 市民課

## 6 安全・安心な生活環境

### 基本的考え方

障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりに努め、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上に努めます。

### 現状と課題

- 既存の市営住宅への手すり設置、新築住宅のエレベーターの設置、車椅子専用部屋の設置等を行いました。既存住宅は通路幅も狭く、階段の勾配も急であり、エレベーターのない住宅が大半であり、今後の課題となっています。
- 自宅へのスロープや手すりの設置など、障がい者が屋内で円滑に移動するための改修に対して 20 万円を限度に助成しています。
- 公共施設のバリアフリー化については、「新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。
- ひきこもりの人などで、自身から相談できない人や社会との接点を失いかけている人へのアプローチや支援が必要と思われませんが、実際に支援につながるのは困難な状況です。
- 長期入院から地域生活へ移る人や「親亡き後」を迎えた人が、地域の一員として安心して生活できる環境づくりのため、グループホーム等の整備拡充が必要となっています。
- グループホームの入居者(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯)に家賃の一部助成を行っています。
- 相談、緊急時対応、体験の提供、人材養成、地域体制の 5 つの機能を実施する地域生活支援拠点の整備が求められています。現在、各機能は個別に実施できていますが、基幹相談支援センターの設置による統合的な運用を目指し、引き続き各機能の強化に向けた条件整備を進める必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人にも利用しやすい庁舎とするため、わかりやすい案内表示、庁舎のバリアフリー化、トイレ等の改修・整備を継続して行います。</li> <li>公園施設整備の際には、「新居浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に沿って整備を行います。</li> <li>道路整備については「新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき整備を進めます。</li> <li>既存の市営住宅は車椅子での昇降が困難な箇所が多いため、必要なバリアフリー化を進めます。また住宅を建替える際にはエレベーターの設置、車椅子専用部屋を設置する等を行います。</li> </ul>	<p>管財課 都市計画課 道路課 建築住宅課</p>
居住支援機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対し、不動産業者に対する物件の斡旋依頼、家主等との入居契約手続のサポート、生活困窮者等入居債務保証支援事業の利用案内、夜間を含め緊急に対応が必要となる場合の相談支援、関係機関との連絡・調整等の必要な支援を行います。</li> <li>居住支援協議会への参加を通じ、支援体制・環境整備を図ります。</li> </ul>	<p>地域福祉課</p>
グループホームへの支援	<p>グループホームの整備を行う事業者に対する支援を行うとともに、入居者(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯)に家賃の一部助成を行います。</p>	<p>地域福祉課</p>
自ら助けを求めることが難しい人への支援	<p>生活困窮者自立相談支援センターを核に、断らない相談支援、寄り添う支援を実現します。</p>	<p>生活福祉課</p>
地域生活支援拠点の整備	<p>地域生活支援拠点の機能の充実に努め、基幹相談支援センターの設置により面的整備としての統合的な運用を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>

## 7 防災・防犯対策の推進

### 基本的考え方

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### 現状と課題

- 聴覚・言語機能に障がいのある人のうち Net119 緊急通報システムに登録している人は、令和2年4月現在において50名程度となっています。今後は本システムの利便性を幅広く広報し、関係団体との勉強会等により認識度を高め、登録者数の増員に努める必要があります。
- 認知症の人を含む高齢者や障がいのある人の消費者トラブルが増加し、発見が遅れ、深刻な被害につながりやすくなっていることから、対策が求められています。消費生活センター及び消費者安全確保地域協議会の構成機関が連携して消費者被害防止の取組を強化する必要があります。
- 新居浜地区防犯協会において、市内全域のスーパーマーケットで特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシ、防犯グッズの配布を行っています。
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の取得者に内容を説明し、支援を必要とする人に対して避難行動要支援者名簿への登録を進めていますが、登録者の現状把握と情報取得が難しく、名簿の最新化が困難な状況にあります。
- 単位自治会による自主防災組織の結成率があまり伸びていません。また、結成済みの組織においても、活動内容に温度差があります。
- 地域支援者が未定の避難行動要支援者が少なくありません。また、自治会未加入者への支援協力が理解が得られないこともあり、日常から地域と連携した支援組織づくりが必要です。
- 医療的ケア児は災害発生時の移動が難しく、また人工呼吸器等の電源や衛生環境が必要であるため、対象者の状況や実態の把握を進めるとともに関係機関の協力による支援体制の構築を進める必要があります。
- 既存の福祉施設等の中には、現在、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の区域内に所在する施設があり、災害の種類によってサービス提供や福祉避難所としての機能に支障が出る可能性のある事業所等があります。



具体的施策

事業名	事業内容	担当課
災害時支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Net119 緊急通報システムについて、聴覚、言語機能障がいによる音声通報が困難な人が、円滑に消防へ通報を行えるシステムとして普及活動を進めます。</li> <li>・ 万一の救急時に備えるための「救急医療情報キット」の無料配布について、認知度を高め、普及を図ります。</li> <li>・ 避難行動要支援者を支える組織づくりを推進します。</li> <li>・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の取得者に内容を説明し、支援を必要とする人に対し名簿への登録を進めていきます。</li> <li>・ 自主防災組織の自主的な活動を活発化させるため、出前講座等を活用した訓練の充実や、防災意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 地域の防災訓練を主催する自治会、公民館、学校等へ、様々な訓練内容・取り組みを周知し、多種多様な参加者を呼び込める訓練の充実を図ります。</li> <li>・ 障がいのある人も参加しやすいような自主防災訓練の工夫を呼び掛けます。</li> <li>・ 災害時に協力いただける事業所と協定を締結し、福祉避難所の確保に努めます。</li> </ul>	<p>危機管理課 通信指令課 警防課</p>
医療的ケア児への支援体制の構築	<p>相談支援機関、医療機関、福祉サービス事業所、教育機関等関係者と連携し、災害時の支援に結びつく登録の申請と、これに基づく状況調査を進めます。またその情報を基に支援体制の整備を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
犯罪被害の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊詐欺など新しい形態の犯罪が悪質化し、巧妙化しており、防犯団体等を通じた被害防止活動の推進を図ります。</li> <li>・ 新居浜市、新居浜警察署のほか関係機関・団体によって構成される新居浜地区防犯協会運営事業への補助及び各支部の活動支援を行います。</li> <li>・ 新居浜地区防犯協会では各校区に支部を置き、支部ごとに防犯活動の推進を図っています。</li> </ul>	<p>危機管理課 地域福祉課</p>
消費者トラブルの防止と早期発見	<p>地域の様々な主体が、障がいのある人の消費生活上の安全に気を配り、何かあったら消費生活センターの相談につなぐ仕組みを充実・強化します。</p>	<p>消費生活センター</p>
施設整備支援	<p>危険地域からの移転や新設等の施設整備を検討する事業者等に対して、国県等と連携し支援します。</p>	<p>地域福祉課</p>

## 8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### 基本的考え方

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。

事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。

障がい者への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

### 現状と課題

- 障がい者虐待防止センターを中心とし、障がい者に対する虐待の防止に努めています。
- 権利擁護や虐待防止の取組については、当事者の理解不足や支援拒否等対応に苦慮する困難事例が増加しており、法テラスや愛媛県虐待対応専門チームなど、専門知識を持つ団体との連携を強化し、適切で効果的な支援を強める必要があります。
- 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行っています。
- 要保護児童対策地域協議会への対象児童数が年々増加しています。
- 市では、新たに職員となった者に対しては、毎年入庁した4月の基本研修第1部において、研修を実施しています。
- 障がいへの理解を深める必要があるため、「お茶の間人権教育懇談会」や講座・セミナー等の人権教育・啓発事業を推進しています。また、こうした事業に参加したことのない市民にも、障がいのある人の人権について考える場を提供する必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がい者を理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターを中心とした相談支援体制を充実させ、障がい者に対する虐待の防止に努めます。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会においてケース検討及び関係機関との情報共有し、虐待防止に努めます。</li> <li>・市窓口においては、障がいのある方の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆記・読み上げ）で対応するなど合理的配慮を行うとともに社会的障壁の除去の実施のため、施設や設備の整備、関係職員に対する研修など必要な環境を整備等差別解消の取組を進めます。</li> <li>・障がいのある人などが、外出時や緊急時等に必要な支援を周囲に伝えるための「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の周知及び無料配布を行います。</li> <li>・障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、市の職員に対し、必要な研修を実施します。</li> <li>・障がいのある人の人権に関する教育・啓発事業を様々な形で実施するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。</li> </ul>	<p>人事課 地域福祉課 子育て支援課 人権教育課</p>
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の権利を擁護するために、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。</li> <li>・知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行います。</li> </ul>	<p>地域福祉課</p>
成年後見制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者等の権利を擁護するために、介護保険事業の成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。</li> <li>・権利擁護支援及び成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核機関の設置に向けた検討を行います。</li> </ul>	<p>介護福祉課</p>

## 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 基本的考え方

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

また、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

### 現状と課題

- 誰もが楽しめる軽スポーツ等の教室や大会は年間を通して開催していますが、障がいのある人の参加の促進については十分に図れていないのが現状です。
- 各公民館や施設等に「思いやり駐車場」を整備し、障がいのある人も含め、みんなが利用しやすい施設となるよう環境整備を図っています。
- 福祉のつどいや生き生き幸せフェスティバルなどの開催を行っています。
- 障がい者スポーツ大会に出場する選手等や障がい者スポーツ団体が行うプログラムへの支援等を行っています。指導者の養成や資格取得等への支援については十分に行えていないのが現状です。
- 心身障害者（児）団体連合会主催の各種行事の支援、県障がい者スポーツ大会などの競技大会に参加する選手等を支援しています。
- 国の障害者週間に合わせて、障がい者による作品の展示・発表の場である「新居浜市障がい者・児よいよHAPPYな作品展」を開催しています。障がいのある人の活動の場を広げるとともに、より多くの市民に周知されるよう広報活動の強化が必要です。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者も一緒に参加し、楽しみを分かち合い、運動・スポーツを通じて交流できるスポーツ・レクリエーション事業を推進します。</li> <li>・誰もが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設の充実に努めます。</li> <li>・県障がい者スポーツ大会（陸上・卓球）などの競技大会に参加する選手等への支援や、知的障がい児のスポーツプログラム実践事業に対する支援を行い、パラアスリートの育成に取り組みます。また、障がいに応じたスポーツの指導を行うことができる指導者の養成及び資格取得等資質の向上を図るため、講演会や指導者育成支援事業を推進します。</li> </ul>	<p>地域福祉課 スポーツ振興課</p>
レクリエーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のつどいなどレクリエーションの支援の充実に努めるとともに、ボランティアや障がい者によるレクリエーション活動を支援します。</li> <li>・心身障害者（児）団体連合会主催の福祉のつどいや各種行事、ひまわり号の利用などのレクリエーション活動の支援の充実に努めるとともに、ボランティアや障がい者によるレクリエーション活動を支援します。</li> </ul>	<p>地域福祉課</p>
文化芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のつどいや生き生き幸せフェスティバルなどの開催により、障がいのある人が様々な文化・芸術活動に関心を持ってもらえるよう支援を行います。また、あかがねミュージアム等で障がいのある人による作品の展示発表の機会を広く設けます。</li> <li>・公民館や地域交流センターなどで開催する講座や地域行事について、障がいのある人をはじめ、誰もが参加しやすい内容や教室の開催に努めます。</li> </ul>	<p>地域福祉課 社会教育課 文化振興課</p>

## 10 行政等における配慮の充実

### 基本的考え方

障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、様々な手続きにおいて必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

### 現状と課題

- 各投票所において、土足化及びバリアフリー化を実施していますが、一部施設においては、構造上実施困難なため、投票所の変更等の検討が必要なところがあります。
- 各投票所には、車椅子や点字器を配備し、点字による候補者等の氏名掲示を行っています。また、点字器使用の仕方（用紙のセット方法など）について、より分かりやすい図等を作成するなどしています。
- 市窓口においては、障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆記・読み上げ）で対応するなど合理的配慮を行うとともに、平成 30 年度から手話通訳 IoT 事業を実施しています。

### 主要施策

#### 具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がいのある人への理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・投票所の土足化及びバリアフリー化を引き続き実施し、構造上土足化などが困難な施設については、投票所の変更や別の支援を検討するなど、安心できる投票環境づくりに取り組みます。</li><li>・投票所まで自力での移動が困難な重度障がい者等への移動支援を行います。</li><li>・「新居浜市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市職員に対し、障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人に対する合理的配慮の徹底を図ります。</li><li>・筆記・読み上げ、手話通訳 IoT 事業など、市窓口における障がい特性に応じたコミュニケーション手段で対応するなどの合理的配慮を引き続き推進します。</li></ul>	選挙管理委員会 人事課 地域福祉課